

## 平成 30 年度 京都府特定（産業別）最低賃金が改正されました。

5 業種で改正され、平成 30 年 12 月 22 日（土）から発効。

特定（産業別）最低賃金の件名	改正前金額 (時間額)	改正金額 (時間額)	引上額	引上率(%)
金属製品製造業	902 円	<b>921 円</b>	19 円	2.11
電気機械器具製造業	900 円	<b>919 円</b>	19 円	2.11
輸送用機械器具製造業	907 円	<b>927 円</b>	20 円	2.21
各種商品小売業	※ (860) 円	<b>884 円</b>	24 円	2.79
自動車（新車）小売業	※ (860) 円	<b>885 円</b>	25 円	2.91

※各種商品小売業、自動車（新車）小売業については、平成 30 年 10 月 1 日から平成 30 年 12 月 21 日までは、京都府最低賃金 882 円が適用されます。

「印刷業」、「はん用・生産用・業務用機械器具製造業」、「自動車小売業」の 3 業種については関係労使から改正の申出が行われていないため、今年度は改正されていません。  
また京都府最低賃金を下回っていることから、平成 30 年 10 月 1 日から京都府最低賃金 882 円が適用されます。

なお自動車小売業の日給制労働者については、日額 5,926 円の適用もあります。

### 京都府最低賃金は、平成 30 年 10 月 1 日（月）から 時間額 **882 円** (26 円引上げ)

最低賃金制度の詳細は、厚生労働省ホームページでご確認下さい。

【厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>】

【最低賃金に関する特設サイト】

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索



詳しくは「平成 30 年度 京都府最低賃金一覧表」(PDF)、最低賃金関係統計資料等を京都労働局のホームページに掲載していますのでご利用下さい。

お問合せ先: 京都労働局 労働基準部 賃金室 TEL 075-241-3215

### 最低賃金額以上の賃金を支払ってもらえない等のご相談 は所轄の労働基準監督署までお願いします。

京都市上労働基準監督署 TEL 075-462-5112

京都下労働基準監督署 TEL 075-254-3196

京都市南労働基準監督署 TEL 075-601-8322

福知山労働基準監督署 TEL 0773-22-2181

舞鶴労働基準監督署 TEL 0773-75-0680

丹後労働基準監督署 TEL 0772-62-1214

園部労働基準監督署 TEL 0771-62-0567